

補正予算、条例の改正など 22議案を審議しました

議長に町田光議員 副議長に福島ともお議員が 選出されました

市長提出議案

条例改正等

○行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)

個人番号の利用促進、行政事務の情報連携の迅速化などを目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものです。

○行田市防災会議条例の一部を改正する条例 (原案可決)

地域の防災及び災害復旧に関する重要事項に関し、自衛隊とのより一層の連携強化を図るため、行田市防災会議の委員に新たに陸上自衛隊の自衛官を追加するものです。

〔主な質疑〕

問 自衛官にどんな役割があるのか。また、自衛官に期待することは何か。

答 過去の災害等における自衛隊の知見や経験を反映した行田市地域防災計画の作成及び実施の推進、防災事業への助言や協力をいただくなど、平素から一層の連携強化を図ってきたい。

また、連携強化により、迅速な情報提供や、本市が被災した際により

迅速かつ的確な災害派遣活動が期待できる。



防災会議

○行田市商工センター条例の一部を改正する条例 (原案可決)

商工センターのホール及びパブリックホールについて、現在の午前午後、夜間または一日単位での貸出しから、時間単位または一日単位での貸出しに改めるほか、会議室同様に日曜日、土曜日、休日の区分を撤廃し、併せて用語の整備を行うものです。

○栗原宣幸こどもの居場所基金条例 (原案可決)

栗原宣幸氏からの寄付金を原資とし、こどもの居場所づくりの推進に要する経費の財源に充てるため、新たに条例を制定するものです。

〔主な質疑〕

問 基金の対象事業をこどもの居場所づくりに限定した理由は何か。

答 既にNPO法人や民間団体がこ

どもの居場所づくりに取り組んでいるが、こうした市民が主体となった取組を積極的に支援していくため、基金を設立するものである。

○行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例 (原案可決)

産業文化会館のアートギャラリーについて、新たに貸出し施設とするため、条例の一部を改正するものです。

〔主な質疑〕

問 アートギャラリー使用料の価格設定の根拠は何か。また、市外料金を設けないのか。

答 産業文化会館に係る経費の1平方メートル1時間当たりの単価を算出し、面積を乗じて算出する原価算定方式による。利用者が市外である場合は既定の使用料に100分の150を乗じた額が使用料となる。



行田市産業文化会館